

総務常任委員会

令和7年3月17日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎齋藤 文夫
嶋田 善行
中川 議長

○奥村 容子
宮崎 和彦

溝部真紀子
木澤 正男

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西巻 昭男
総 務 課 長	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	大塚 美季
安全安心課長	曾谷 博一	同 課 長 補 佐	角井 幸司
政策財政課長	中尾 歩美	同 課 長 補 佐	関元 佑治
税 務 課 長	真弓 啓	会 計 管 理 者	安藤 晴康
教 育 次 長	本庄 徳光	教委総務課長	仲村 佳真
同 課 長 補 佐	柳井孝一郎	生涯学習課参事	平田 政彦
同 課 長 補 佐	大野 彰彦		

3. 会議の書記

議会事務局長	福田 善行	同 係 長	吉川 也子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 嶋田委員、宮崎委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名します。

会議録署名委員に、嶋田委員、宮崎委員のお二人を指名します。お二人にはよろしく願います。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しているとおりでございます。

初めに、1. 付託議案（1）議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 松岡総務課長。

総務課長

おはようございます

それでは、議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長

本議案の内容については、議案書の末尾の要旨をもって説明に替えさせていただきます。条例本文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

議案書末尾、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例（要旨）をご覧いただきたいと思います。

本条例につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行により、「懲役」及

び「禁錮」が廃止され、これらに代えて新たに「拘禁刑」が創設されることに伴い、関係する条例において、所要の改正を行うものでございます。

その内容といたしましては、関係条例において、人の資格に関する規定に、「禁固」等の文言を用いるものについて、これら文言を「拘禁刑」に改めるものでございます。

該当する条例といたしましては、斑鳩町表彰条例、斑鳩町職員の分限に関する条例、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例、斑鳩町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例でございます。

次に、施行期日であります。令和7年6月1日から施行し、法令等において、過去に設けられた経過措置により、従前の例によることとされた「禁固」等の刑に関する規定についても、「拘禁刑」と読み替えることとする経過措置を設けております。

以上、議案第1号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第1号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第2号 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法

律等の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 松岡総務課長。

総務課長

それでは、議案第２号 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について、ご説明を申し上げます。
はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明に替えさせていただきます。条例本文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書末尾、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例（要旨）をご覧いただきたいと思います。

本条例につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律等の改正に伴い、国家公務員等の旅費に関する法律で定められていた宿泊料における甲地方・乙地方の規定が削除されることから、関係する条例において所要の改正を行うものでございます。

その内容といたしましては、職員の旅費、費用弁償について、当該規定を参照している条例において、それぞれ当該地方区分に関する規定を設けるものでございます。

該当する条例といたしましては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、斑鳩町実費弁償条例、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、斑鳩町職員の旅費に関する条例でございます。

次に、施行期日でございますが、令和７年４月１日から施行することといたします。

以上、議案第２号、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員 この甲、乙の規定が削除されて、それに伴う改正はいいんですけども、初日の総括質疑でも出ていたように、宿泊料自体が、物価高騰などによって今、実際の実費とかけ離れてしまっているんじゃないかという指摘がありましたけども、それについては町はどういうふうに考えはりますかね。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 コロナ禍以前におきましては、徐々に高まっておりましたインバウンド需要により、緩やかな物価上昇がみられておったところなんですけど、コロナ禍明けから急激なインフレ状況の中で、大都市圏での宿泊についてはインバウンド需要の影響、また宿泊施設の不足などの問題により、宿泊料の急騰、これについては町としても課題であるというふうに、バランスを失していることについては課題として認識しているところでございます。

今般、国家公務員の旅費制度につきましては、一部見直しをされているところではございますけれども、当町の旅費規程につきましても、あわせて見直しをしていく必要があらうかというところで、検討はしてまいりたいと考えているところではございますが、国家公務員の仕組みにつきましては、国家公務員と町職員では出張の頻度でございましたり、また出張先、期間等の差がございますので、そのまま適用するというのは適さないのかなというところがございます。

従いまして、この区分の各条例に設けるといような規定だけではなく、今後宿泊料金の状況にあわせて金額等の見直しにつきましては、引き続き検討してまいりたいというふうに考えてございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第2号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（3）議案第3号 斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 松岡総務課長。

総務課長

それでは、議案第3号、斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申しあげます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長

本議案の内容については、議案書の末尾の要旨をもって説明に替えさせていただきますので、条例本文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

議案書末尾、斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（要旨）をご覧くださいと思います。

この条例改正につきましては、人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」における「仕事と生活の両立支援の拡充」の一部の項目に対応するため人事院規則が改正されますことから、この改正内容に準じて、本条例において所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容でございしますが、はじめに（1）「超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大」といたしまして、超過勤務の免除の対象となる職員の範囲を、3歳に満たない子のある職員から、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に拡

大することといたします。

次に（２）「仕事と介護の両立支援制度に関する周知」といたしまして、家族の介護に直面した旨を申し出た職員及び４０歳に達した職員に対し、仕事と介護の両立支援制度等について、個別の周知・意向確認を行うことの規定を追加することといたします。

次に（３）「仕事と介護の両立支援のための職場環境の整備」といたしまして、介護両立支援制度の請求等が円滑に行われるようにするため、研修の実施や相談体制の整備等の措置を講じることの規定を追加することといたします。

施行期日でございますが、令和７年４月１日から施行することとし、経過措置といたしまして、条例の施行日以後の日を時間外勤務制限開始日として、超過勤務の免除の請求を行おうとする職員のうち『制度拡充によって対象となる職員』は、施行日前においてもその請求を行うことができるものといたします。

以上、議案第３号、斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 嶋田委員。

嶋田委員 この要旨のところで、主な改正内容の２ですね、家族の介護に直面した旨を申し出た職員、これはわかるんです、及び４０歳に達した職員に対し、これはどういうことですか。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 国の制度に準じた形での年齢設定とはなってございますけれども、４０歳、ひとつは介護保険の、保険料の負担金の支払いが生じてくる年代、このあたりが対象となってくる年代とされているという考えのもとから、年齢をひとつの線引きとされたものと考えているところでございます。

嶋田委員 なるほど、今の説明で分かったような、わからんような。これちょっと調べとい

てください。なんで40歳に達した職員に対して周知、意向確認行うのか。

総務課長 引き続き、これにつきましては調査をさせていただくことといたします。

委員長 ほかにございませんか。 木澤委員。

木澤委員 この間、こうした色々職員さんに対する配慮的な改正が行われてきてますけども、実際に使える制度になっているのかなという点が心配ですけども、実態としてはどうなのでしょう。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 現時点で手続きとしてですね、適用しているというような事例は今のところございませんけども、各所属において、それに至らないように配慮はさせていただいているものというふうに考えているところでございます。

木澤委員 なかなか職員さんの数も増やそうと思っても、増えていかないという実態もあって、自分が休んでしまうと仲間に迷惑がかかるとか、そういう思いからというものもあるんでしょうけど、やはりこういう制度もきちっと使っていただいて、職員の皆さんにも健康的に、また家族も支えながら仕事と家庭との両立をしていっていただけるようにしていただきたいと思いますので、また引き続き職員の人員補充につきましては充実をしていただきますようお願いしておきます。

総務課長 職員の組織体制の整備に限らず、今回の例規整備の中では、職場環境の整備といたしまして、相談窓口の設置でございましたり、また対象となる職員以外への周知というのも想定されてくるところでございますので、こうしたところで、働きやすい職場の実現であったり、ハラスメント防止に資するというようなところで考えているものでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第3号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第4号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 松岡総務課長。

総務課長

それでは、議案第4号、斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本議案の内容については、議案書の末尾の要旨をもって説明に替えさせていただきます。条例本文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案書末尾、斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(要旨)をご覧いただきたいと思います。

この条例改正につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和7年4月1日から施行され、これにより、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されることに伴い、本条例において所要の改正を行うものでございます。

その改正内容でございますが、法改正による条項ずれに伴う文言整理を行うもので、本条例において、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉

に関する法律を引用する規定について条項ずれが生じたことから、その条文整理を行うものでございます。

施行期日でございますが、令和7年4月1日から施行いたします。

以上、議案第4号、斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5) 議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 松岡総務課長。

総務課長 それでは、議案第5号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長 本議案の内容につきましても、議案書の末尾の要旨をもって説明に替えさせてい

たきます。条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案書末尾、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（要旨）をご覧くださいと思います。

今回の条例改正につきましては、令和6年の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、この改正内容に準じ、町長及び副町長の期末手当の支給月数について改定を行うものでございます。

1. 改正内容でございますが、「（1）期末手当の支給月数の改定」といたしまして、令和6年4月1日に遡り、期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるもので、令和6年度においては、12月期を1.70月から1.75月とし、また、令和7年度以降においては、6月期と12月期で支給月数を1.725月に均等配分することとし、年間支給月数を3.40月から3.45月とするものでございます。

次に、2. 施行期日等につきましては、第1条の規定は、公布の日から施行し、令和6年4月1日に遡り適用することとし、均等配分に係る第2条の規定につきましては、令和7年4月1日から施行いたします。

以上、議案第5号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 溝部委員。

溝部委員 こちらの増額分の内訳について、それぞれ教えていただいてよろしいでしょうか。金額をお願いいたします。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 条例改正の影響額といたしまして、人勧の支給ベースで、町長につきましては5万7千円の増、副町長については4万8千円の増となっております。

委員長	木澤委員。
木澤委員	今回の人事院勧告につきましては、期末手当については引き上げというふうになってますけども、地域手当の減額、率が下がるという改定があったと思いますけど、町長、副町長についても地域手当については適用されているというふうに思いますが、今回の人勧の適用で地域手当、奈良県は6%から4%にと、斑鳩町がそうなりますけど、町長と副町長の影響額を教えてくださいませんか。
総務課長	地域手当につきましては、令和7年度においては、6%から5%に、1%の減となります。このことから、町長につきましては、年間で9万8千円の減、副町長は8万2千円の減、合計18万円、約ですけども合計18万円の減ということでございます。
木澤委員	ここにはそういう数字は出てきてないんですけども、今回のこの改正を行っても町長、副町長については減額になるということで、理解しておいてよろしいでしょうか。
総務課長	年間ベースではそのとおりでございます。
委員長	ほかにございませんか。
	(な し)
委員長	これをもって、質疑を終結します。 議案第5号については、討論の申し出があります。よって、これより討論を行います。 初めに、本案を可決することに反対の委員の意見を求めます。 溝部委員。
溝部委員	それでは、議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の内容の一部について、反対の立場で意見をのべさせていただきます

本議案は、国家公務員の給与改定方針等に鑑み、特別職の職員の期末手当の額を引き上げる条例改正です。今回の人事院勧告による引き上げに対しても、斑鳩町内の事業者への実態調査もせずに行われる給与、期末手当の引き上げは町民との格差拡大につながることは言うまでもありません。

また、現在の住民生活は物価高や燃料費の高騰により大変困窮しています。先頭に立って住民生活を守る町長はそのような状況の中、自身のボーナスの引き上げを据え置くという考え方もあったのではないかと思います。

賃金の上昇や、可処分所得の向上を目指すのは当然ですが、まずは住民にその恩恵が享受されることを願い本議案に対し反対いたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

委員長

次に、本案を可決することに賛成の委員の意見を求めます。
木澤委員。

木澤委員

それでは、議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について賛成の立場から意見を申しあげます。

今回の条例改正では、2024年の人事院勧告に基づき、町長及び副町長の期末手当の支給月数を今年の4月1日までさかのぼり、0.05月引き上げるものです。金額でいうと町長は年額5万7千円、副町長では4万8千円の引きあげとなります。

今年度の人事院勧告は、昨年度に続いて引き上げの改定となりました。民間給与の状況を反映して、およそ30年ぶりとなる高水準のベースアップとのことで、若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表の引き上げが行われます。

また、ボーナスについては年間4.50月分から4.60月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引き上げとなりますが、特別職については勤勉手当はありませんので、期末手当のみの改正となります。

また一方で、今回の人事院勧告では地域手当の見直しが行われ、これまでは市町村単位で設定していたものが、都道府県単位を基本とするように見直されたことに伴い、斑鳩町では地域手当が6%から4%に引き下げとなり、2年に分けて1%ずつ引き下げが行われます。

この改定は、議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が可決されれば自動的に常勤特別職にも適用されます。

先ほど確認いたしますと、町長では9万8千円、副町長では8万2千円の引き下げとなり、人事院勧告全体では引き上げとなっているのに、この条例改正が可決されたとしても減額となります。この点については、地域手当の是非は別として、今回の改正で減額となるということに問題があるというふうに考えます。

この間の物価高騰により国民生活は疲弊し、日本経済全体が低迷しています。この景気を回復させていこうと思えば、働く人々の賃金を引き上げ、消費全体の6割を占める個人消費を活性化させていく必要があります、民間とともに公務員の賃金も引き上げることに大きな意義と効果があるものだと考えます。

これは公務員全般に当てはまるものであり、当然、特別職についても同様のものだと考え、人事院勧告に基づき常勤特別職の期末手当を引き上げることにについては必要なことであり、住民のみなさんにもご理解いただけるものだと考えます。

以上のことから、私はこの議案第5号に対して賛成の立場であることを申しあげ、私の賛成意見とさせていただきます。議員みなさまのご賛同よろしくお願いします。

委員長

これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

委員長

賛成多数であります。

よって、議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、当委員会として、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、(6) 議案第6号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 松岡総務課長。

総務課長

それでは、議案第6号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申しあげます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本議案の内容につきましても、議案書の末尾の要旨をもって説明に替えさせていただきます。条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書末尾、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（要旨）をご覧くださいと思います。

今回の条例改正につきましては、先の議案第5号と同様の趣旨で、教育長の期末手当の支給月数について改定を行うもので、令和6年4月1日に遡り、支給月数を0.05月分引き上げ、令和6年度においては、12月期を1.70月から1.75月とし、また、令和7年度以降においては、6月期と12月期で支給月数を1.725月に均等配分することとし、年間支給月数を3.40月から3.45月とするものでございます。

次に、2. 施行期日等についてでございますが、第1条の規定につきましては、公布の日から施行し、令和6年4月1日に遡り適用することとし、均等配分に係る第2条の規定は、令和7年4月1日から施行いたします。

以上、議案第6号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、当委員会として、原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第6号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(7) 議案第7号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 松岡総務課長。

総務課長

それでは、議案第7号、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本議案の内容については、議案書の末尾の要旨をもって説明に替えさせていただきます。条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。

それでは、議案書末尾、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(要旨)をご覧くださいと思います。

今回の条例改正につきましては、令和6年の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づき、国家公務員の給与に関し、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、この改正内容に準じて、本町の一般職の職員の給与改定を行うとともに、諸手当について見直しを行うものでございます。

1. 改正内容でございます。(1) 給料月額の改定といたしまして、令和6年4月1日に遡り、初任給をはじめ若年層に重点を置き、給料月額を平均3.0%引き上げるものでございます。

次に(2) 一般職の職員の期末・勤勉手当の支給月数の改定といたしまして、期末・勤勉手当について、定年前再任用短時間勤務職員以外の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月分ずつ、合計0.10月分引き上げるもので、令和6年度においては、12月期は期末手当を1.225月から1.

275月に、勤勉手当を1.025月から1.075月に、また、令和7年度以降においては、6月期と12月期で支給月数を均等配分することとし、6月期及び12月期の支給月数を、期末手当はそれぞれ1.25月、勤勉手当はそれぞれ1.05月とし、年間支給月数を4.50月から4.60月に引き上げるものでございます。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分ずつ、合計0.05月分引き上げるもので、令和6年度においては、12月期は期末手当を0.6875月から0.7125月に、勤勉手当を0.4875月から0.5125月に、また、令和7年度以降においては、6月期と12月期で支給月数を均等配分することとし、6月期及び12月期の支給月数をそれぞれ0.70月、勤勉手当はそれぞれ0.50月、年間支給月数を2.35月から2.40月に引き上げるものでございます。

次に（3）昇給の号給数の改定といたしまして、国において、昇給区分の決定における職員層の範囲が変更されたことから、これに準じ、7級の職員の昇給の号給数の標準を3号級から4号級に改定するものでございます。

次に（4）扶養手当支給額の見直しといたしまして、配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化に対応するとともに、子を有する職員に対する生計費の補填を充実させるため、段階的に、配偶者に係る手当を廃止し、また、子に係る手当を13,000円に引き上げるものでございます。

次に（5）地域手当の支給割合の改定といたしまして、国において、級地区分の段階数を削減するとともに、級地区分を設定する地域の単位を市町村単位から都道府県を基本とするよう見直されたことから、これに準じ、地域手当の支給割合について、6%から4%に段階的に改定するものでございます。

次に（6）通勤手当の引上げといたしまして、通勤手当の支給限度額を、55,000円から150,000円に引き上げるものでございます。

次に（7）管理職手当の充実といたしまして、管理職手当が、職責への対価として支給する手当であるという観点から、現行の定率制から定額制へ見直しを行うものでございます。

次に（8）管理職員特別勤務手当の支給対象の拡大といたしまして、平日深夜に係る支給対象時間帯を、現行の午前0時から午前5時までの間から、午後10時から午前5時までの間に拡大するものでございます。

次に（９）災害派遣手当の新設といたしまして、災害応急対策等のために、国又は地方公共団体から派遣された職員で、居所を離れて当町に滞在を要するものに支給する災害派遣手当を新設するものでございます。

次に（１０）再任用職員の手当拡大といたしまして、高齢層職員の能力及び経験の活用が進められ、人事運用の変化が生じていることから、再任用職員に対しても住居手当を支給することとします。

次に（１１）斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正といたしまして、一般職の職員の給料表及び期末・勤勉手当の支給月数を準用する規定の適用期日に関する規定を改正し、給料表及び期末・勤勉手当支給月数の改正があった日の属する年度の１月１日から適用することといたします。

次に（１２）斑鳩町の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正といたしまして、社会経済情勢の変化及び他団体との均衡を踏まえ、特殊勤務手当について、それぞれ必要性及び妥当性を検討し、基準及び金額を改正することといたしております。

次に、２．施行期日等でございますが、第１条の給料月額及び期末・勤勉手当の支給月数の改定に係る規定及び第３条の会計年任用職員の給与等の適用期日の改定に係る規定につきましては、公布の日から施行し、令和６年４月１日に遡り適用することとし、第２条の期末・勤勉手当の支給月数の均等配分及び諸手当の見直しに係る規定、また第４条の会計年度任用職員の地域手当の支給率の改定に係る規定及び第５条の特殊勤務手当の見直しに係る規定につきましては、令和７年４月１日から施行することとします。

以上、議案第７号、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 嶋田委員。

嶋田委員 要旨のところの（９）ですね、災害派遣手当の新設、これは当町に派遣された職員さんに対してするべきものですね。当町からほかの行政区に派遣された人はどうなるんですか。その行政区の方に従うということになってくるわけですか。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 おっしゃるとおりで、派遣先の自治体における規定に従っていくことになってこ
うかというふうに考えております。

嶋田委員 そしたらその自治体がこういうことをやってない、派遣手当ですね、災害派遣手
当をやっていない場合もありうるということなんですか。

総務課長 可能性はございます。

嶋田委員 その場合に、斑鳩町として、他の行政区に派遣する、その行政区がこういうこと
をやってないとなってきたら、斑鳩町としては、それで終わりなんですか。

それともそれに代わるものを、派遣した職員に対して保証するというんですか、支
給することはないわけですか。

総務課長 現行、規定の中では難しいというふうに考えますので、規定の範囲内での必要な
出張旅費等々の中で運用するほかないかなというふうに考えます。

嶋田委員 今、出張旅費等とおっしゃいましたけどもね、なるべくならそこを調べてですね、
当町が派遣した職員に対して、もしかその派遣先でそういうシステムがなかったら、
町が保証するとか、そういうふうなことを考えていただいたら、どうかなと思いま
す。

総務課長 引き続き、調査検討させていただくことといたします。

委員長 木澤委員。

木澤委員 今回いろいろと改定があったんですけども、一番大きいものとして地域手当です
ね、改定について6%から4%に下がるということですけど、斑鳩町の影響額を教
えていただけますかね。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 地域手当が段階的に引き下げということで、現行の職員の規模で試算をいたしますと、比較をいたしますと、6%から令和7年度5%に引き下げられた場合は、約1千万円、年間で1千万円の減でございます。令和8年度、6%から4%の引き下げでございますと、その倍の約2千万円の減ということになります。

木澤委員 今回ベースアップ等もあるんですけども、若年層に重きを置きということで見ると、地域手当が引き下げになることで、全体の給与が下がってしまう職員さんというのは出てくるんでしょうか。

総務課長 令和7年度につきましては、地域手当は1%減というふうなことになりますけれども、給与表の改定につきましては、平均3.0%の引き上げというような、建付け上、マイナスにはなってくる職員がないものというふうに考えてございます。

なお、最高号給で給料表の改定を見なおしましても、1%以上の改定でございますので、マイナスになる職員はないものというふうに考えております。

木澤委員 今回、この改定について職員組合とは話し合いをされたのか、その結果も教えてください。

総務課長 2月に入りまして、職員組合との協議をさせていただいてございます。

その結果、今回の改定につきましては、人事院勧告の内容に準拠するものというところでご理解をいただいたところと、また独自の職員手当の見直しなど、処遇改善の内容も含まれているということから、組合としては問題ないということで合意に至ったところでございます。

木澤委員 あともう1点、会計年度任用職員さんですね。この間、こちらについても正規職員さんと同様に遡って対応すべきではないかというふうに申しあげてきましたけど、今回、若干改善をしていただいているなと思いますけど、これについても町の考え方を教えていただけますか。

総務課長

これまで会計年度任用職員の給与につきましては、翌年からの反映を適当という形で運用してございました。

しかしながら、人事院勧告の趣旨も踏まえたうえで、国の法改正が成立した時期をひとつの区切りとして、1月1日からの適用とすることとしたものでございます。

なお、遡及につきましては、これまでからもお示ししてございましたように、遡及時期について検討されて以降は、減額改定の事例というのはございません。

今後また減額というようなことを想定しました際には、調整額の賞与からの減額というような、これまでの減額の調整の方法というのも想定されますことから、賞与が出る職員、出ない職員で不公平が生じるということも懸念されるところでございますので、今回の改定につきましては、この時期というのもひとつの形として設定したところでございます。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第7号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(8)議案第14号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 曾谷安全安心課長。

安全安心
課長

おはようございます。

それでは、1. 付託議案(8) 議案第14号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条

例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

安全安心
課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきますので、改正文及び新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案書末尾、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（要旨）をご覧いただきたいと思います。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額等が改定されることに伴い、消防作業等従事者の補償基礎額について、改正を行うものでございます。

1. 改正内容につきまして、(1) 補償基礎額の最低額9, 100円から9, 700円に、補償基礎額の最高額14, 200円から14, 500円の改定となります。

(2) 扶養に係る補償基礎額の加算額、第1号、217円から100円に、第2号、333円から383円に、第3号から第6号、217円の改定となります。

(3) 補償基礎額表について、標記表のとおり、階級、勤務年数に応じ、補償基礎額の改定となります。

次に、2. 施行期日等についてでございますが、令和7年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、施行日となります令和7年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例によることといたしております。

以上、1. 付託議案(8) 議案第14号、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第14号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(9)議案第15号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 曾谷安全安心課長。

安全安心
課長

それでは、1. 付託議案(9)議案第15号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申しあげます。はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

安全安心
課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきますので、改正文及び新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案書末尾、斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(要旨)をご覧くださいと思います。

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」区分を追加するものでございます。

1. 改正内容につきまして、標記表のとおり、「35年以上」区分を追加するものでございます。

次に、2. 施行期日等についてでございますが、令和7年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、施行日となります令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によることといたしております。

以上、1. 付託議案(9)議案第15号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第15号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(10)議案第16号 令和6年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 中尾政策財政課長。

政策財政
課長

それでは、議案第16号 令和6年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)につきましてご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

政策財政
課長

それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明させていただきます。

補正予算書の10ページから11ページをお願いいたします。

はじめに、第11款 地方交付税、第1項 地方交付税では、第1目 地方交付税で、国の第1号補正予算による、国税収入の増額や給与改定費の措置等に伴い、普通交付税が増額交付されることから、1億5,478万9千円の増額をお願いするものであります。

次に、第13款 分担金及び負担金、第1項 分担金では、第1目 農林水産業費分担金で、三室井堰改修工事費用の地元分担金として、団体営土地改良事業費分担金1,829万円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 負担金では、第1目 民生費負担金で、私立保育所等の利用者数の減に伴う保育園保育料138万円の減額をお願いするものであります。

次に、第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金の第1節児童福祉費負担金で、私立保育所等の入所委託における公定価格の上昇に伴い、3,145万円の増額、第3節 保険基盤安定負担金で、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金の確定に伴う88万9千円の減額をお願いするものであります。

12ページから13ページをお願いいたします。

第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金で、定額減税補足給付金給付と低所得者支援等補足給付金給付の事業完了による不用額として、6,205万5千円の減額、第3目 衛生費国庫補助金で、出産・子育て応援給付金の給付対象等の変更に伴う健康管理システム改修費用が補助対象となることから、66万円の増額、第4目 土木費国庫補助金の第1節 道路橋りょう費補助金で、道路の新設改良に係る国庫補助金の内示額が当初見込みを下回ることから、社会資本整備総合交付金2,564万8千円の減額、町が保有する地下埋設物や町道認定路線等の情報をコンピュータの地図上で公開する地図情報閲覧システムの導入費用が補助対象となることから、新しい地方経済・生活環境創生交付金1,100万円の増額、第

3節 都市計画費補助金で、既存木造住宅耐震改修支援の事業完了による不用額として、社会資本整備総合交付金50万円の減額、持続可能な都市経営の観点から居住機能や都市機能の立地、集約等の方針を定める立地適正化計画の策定費用が補助対象となることから、集約都市形成支援事業費補助金350万円の増額をお願いするものであります。

次に、第16款 県支出金、第1項 県負担金では、国庫負担金と同様の理由により、あわせて909万1千円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 県補助金では、第1目 総務費県補助金で、移住支援金に係る県補助金が上限に到達し、事業が終了したことから、75万円の減額、第2目 民生費県補助金の第2節 児童福祉費補助金で、子ども医療費の助成が現計予算見込みを上回ることから、402万9千円の増額、第3節 障害福祉費補助金で、精神障害者医療費の助成が現計予算見込みを上回ることから、90万9千円の増額、14ページから15ページにお移りいただきまして、第4目 農林水産業費県補助金の第1節 農業費補助金で、農業次世代人材投資事業補助金について、1名が給付条件を達成できないことから、150万円の減額、第2節 農地費補助金で、国の第1号補正予算により、防災重点ため池の耐震性調査や三室井堰改修工事に要する費用の一部に係る補助金が前倒しで認証されたことから、あわせて7,573万1千円の増額、第6目 土木費県補助金の第1節 河川費補助金で、平成緊急内水対策事業費補助金の確定に伴い、48万6千円の増額、第2節 都市計画費補助金で、国庫補助金と同様の理由により、あわせて150万円の増額をお願いするものであります。

次に、第3項 県委託金では、第1目 総務費県委託金で、全国家計構造調査の事業完了により、135万6千円の減額をお願いするものであります。

次に、第17款 財産収入、第1項 財産運用収入では、第1目 財産貸付収入で、当初想定していなかった、土地開発基金用地の新規貸付により、6万9千円の増額をお願いするものであります。

次に、第19款 繰入金、第1項 基金繰入金では、第1目 財政調整基金繰入金で、財源不足補てんのために予算化していた基金取崩しを取りやめることから、7,000万円の減額をお願いするものであります。

16ページから17ページをお願いいたします。第21款 諸収入、第5項 雑入では、第5目 雑入で、町外プール利用助成の事業完了により、プール施設利用

券販売代金３５万円の減額をお願いするものであります。

次に、第２２款 町債、第１項 町債では、第３目 農林水産業債の第１節 土地改良事業債で、県が実施する桜池の耐震化工事に係る町負担分の費用の増額に対し、地方交付税措置のある町債を活用することから、３０万円の増額、第２節 農業水利施設整備事業債で、県補助金で申しあげました、三室井堰改修工事について、地方交付税措置のある町債を活用することから、２，７８０万円の増額、第４目 土木債の第１節 道路新設改良事業債で、道路の新設改良に係る国庫補助金の内示額が当初見込みを下回り、事業実施を見送ることから、２，３１０万円の減額、第３節 流域対策施設整備事業債で、繰越事業費による事業実施とすることから、２８０万円の減額、第６目 教育債の第１節 西幼稚園除却事業債で、事業完了による不用額として、２６０万円の減額、第２節 図書館空調設備改修事業債で、事業完了による不用額として１２０万円の減額をお願いするものであります。

以上が、歳入の補正内容であります。

１８ページから１９ページをお願いいたします。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

本補正予算では、令和６年の人事院勧告による正職員や会計年度任用職員等の人件費の補正をそれぞれの費目において計上しております。

それ以外の、主な歳出の内容につきまして、ご説明させていただきます。

はじめに、中ほどの、第２款 総務費、第１項 総務管理費では、第１目 一般管理費の第１８節 負担金補助及び交付金で、職員の退職などに伴う退職手当負担金４，５１２万２千円の増額をお願いするものであります。

第５目 財産管理費では、第２４節 積立金で、歳入で申しあげました、普通交付税の増額交付分のうち、臨時財政対策債償還基金費の措置分を減債基金へ積立てし、令和７年度及び令和８年度で取崩しを行っていく必要があることなどにより、４，０５０万６千円の増額、第２７節 繰出金で、歳入で申しあげました、土地開発基金用地の貸付収入について、基金へ繰出する必要があるため、６万９千円の増額をお願いするものであります。

第６目 企画費では、歳入で申しあげました、移住支援金の事業終了による不用額として、１００万円の減額をお願いするものであります。

２０ページから２１ページをお願いいたします。

第１３目 定額減税補足給付金給付事業費では、歳入で申しあげました、事業完

了による不用額として、あわせて2,044万1千円の減額をお願いするものであります。

22ページから23ページをお願いいたします。

第5項 統計調査費、第1目 指定統計調査費では、歳入で申しあげました、全国家計構造調査の事業完了による不用額として、135万6千円の減額をお願いするものであります。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費の第27節 繰出金で、国民健康保険事業特別会計における人件費の予算補正と、歳入で申しあげました、保険基盤安定負担金の確定に伴う繰出として、あわせて336万1千円の減額をお願いするものであります。

24ページから25ページをお願いいたします。

第5目 医療対策費では、歳入で申しあげました、子ども医療費や精神障害者医療費の助成が現計予算見込みを上回ることから、あわせて1,220万円の増額をお願いするものであります。

第9目 介護保険事業繰出費では、介護保険事業特別会計における人件費の予算補正や、地域支援事業費が現計予算見込みを上回ることなどに伴う繰出として、あわせて216万9千円の増額をお願いするものであります。

第12目 低所得者支援等補足給付金給付事業費では、歳入で申しあげました、事業完了による不用額として、あわせて4,205万円の減額をお願いするものであります。

26ページから27ページをお願いいたします。

第2項 児童福祉費では、第3目 児童保育費で、町外の公立保育所等の利用者数の減により、公立保育所入所委託料487万4千円の減額、歳入で申しあげました、私立保育所等の入所委託における公定価格の上昇により、私立保育所入所委託料5,561万8千円の増額をお願いするものであります。

次に、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第2目 感染症予防費で、高齢者インフルエンザ予防接種における接種人数や接種単価が当初見積りを下回ることから、479万6千円の減額をお願いするものであります。

第3目 母子衛生費では、歳入で申しあげました、出産・子育て応援給付金の給付対象等の変更に伴う健康管理システム改修費用として、66万円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 清掃費、第1目 清掃総務費では、令和5年7月18日に発生いたしました、塵芥収集車2台のエンジントールに係る損害賠償請求事件の費用として、第10節 需用費、28ページから29ページにお移りいただきまして、第11節 役務費、第12節 委託料をあわせて37万4千円の増額をお願いするものであります。

第2目 塵芥処理費では、第10節 需用費で、指定ごみ袋の作成に係る不用額として、450万2千円の減額をお願いするものであります。

次に、第5款 農林水産業費、第1項 農業費では、第4目 土地改良事業費で、歳入で申しあげました、防災重点ため池の耐震性調査や三室井堰改修工事として、第12節 委託料で、2,000万円の増額、第14節 工事請負費で、1億133万円の増額、第18節 負担金補助及び交付金で、県土地改良事業団体連合会事業特別負担金67万7千円の増額、また、県が実施する桜池の耐震化工事費の増による、町負担分の費用として、県営ため池等整備事業負担金40万4千円の増額をお願いするものであります。

30ページから31ページをお願いいたします。

第7目 地域農政推進対策事業費では、歳入で申しあげました、農業次世代人材投資事業補助金について、1名が給付条件を達成できないことから、150万円の減額をお願いするものであります。

次に、一番下の、第7款 土木費、第2項 道路橋りょう費では、第1目 道路維持費で、歳入で申しあげました、地図情報閲覧システムの導入費用として、2,200万円の増額をお願いするものであります。

32ページから33ページをお願いいたします。第2目 道路新設改良費で、歳入で申しあげました、道路の新設改良に係る国庫補助金の内示額が当初見込みを下回ることから、事業実施を見送ることから、あわせて4,874万円の減額をお願いするものであります。

次に、第3項 河川費、第2目 治水対策費では、歳入で申しあげました、町債の減による財源更正をお願いしております。

次に、第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費では、第12節 委託料で、歳入で申しあげました、立地適正化計画の策定費用として、700万円の増額、第18節 負担金補助及び交付金で、既存木造住宅耐震改修支援に係る不用額として、100万円の減額、第2目 下水道費では、下水道事業会計における人件費の予算

補正として第18節 負担金補助及び交付金で、42万9千円の増額、34ページから35ページにお移りいただきまして、第23節 投資及び出資金で、81万3千円の増額をお願いするものであります。

次に、第9款 教育費、第2項 小学校費では、第1目 学校管理費で、職員用パソコン端末更新に係る不用額として、あわせて1,356万5千円の減額をお願いするものであります。

次に、第3項 中学校費では、第2目 教育振興費で、経済的理由で就学が困難な生徒の保護者に対する学用品費や給食費の援助に係る費用が当初見積りを上回ることから、あわせて128万円の増額をお願いするものであります。

36ページから37ページをお願いいたします。第4項 幼稚園費、第1目 幼稚園費では、第14節 工事請負費で、歳入で申しあげました、西幼稚園解体撤去工事に係る不用額として、266万7千円の減額をお願いするものであります。

次に、第5項 社会教育費、第5目 図書館管理運営費では、第14節 工事請負費で、歳入で申しあげました、図書館空調設備更新工事に係る不用額として、145万8千円の減額をお願いするものであります。

38ページから39ページをお願いいたします。中ほどの、第6項 保健体育費、第3目 町民プール運営費では、歳入で申しあげました、町外プール利用助成に係る不用額として、106万4千円の減額をお願いするものであります。

次に、第11款 公債費、第1項 公債費では、第2目 利子で、令和6年度償還額の確定による不用額として、224万4千円の減額をお願いするものであります。

最後に、第12款 予備費では、今回の予算補正に要する財源として、5,570万6千円の充当をお願いしております。

恐れ入りますが、5ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表 繰越明許費補正についてであります。

歳出において増額補正を申しあげました事業を含め、本年度末までの完了が見込めないことから、あわせて1億9,275万円の予算措置をお願いするものであります。

次に、第3表 債務負担行為補正についてであります。歳出で申しあげました立地適正化計画策定業務委託契約につきまして、2か年にわたる業務期間を要するため、令和7年度から令和8年度までの期間で、限度額500万円の予算措置をお願い

いするものであります。

6 ページをお願いいたします。第4表 地方債補正についてであります。

歳入で申しあげましたとおり、土地改良事業で限度額を950万円に増額、農業水利施設整備事業で限度額を2,820万円に増額、道路新設改良事業で限度額を4,280万円に減額、西幼稚園除却事業で限度額を3,700万円に減額、図書館空調設備改修事業で限度額を830万円に減額、流域対策施設整備事業で限度額280万円の廃止をお願いするものであります。

それでは、1 ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

政策財政課長 以上で、議案第16号 令和6年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)につきましてのご説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようお願い申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思いますが、さきで開催されました建設水道常任委員会、厚生常任委員会において、その所管に関する内容につきましては説明されておりますことを申し添えておきます。

それでは、質疑をお受けします。 嶋田委員。

嶋田委員 34 ページ、小学校費ですね、パソコン等機器設定業務委託料748万7千円、その下のパソコン使用料607万8千円、これ減額になったのはどういうことなんですか。

委員長 仲村教委総務課長。

教委総務課長 こちらにつきましては、教職員のパソコンということで、県の一斉調達を利用してパソコンを調達して、その分をリースで使用料として計上しておりましたが、想定をしておりましたよりも県の一斉調達の結果、その物品が安く入ることになったということでリース料の方が減額になったのと、それに対する入札の執行差金とい

	うこととでございます。
嶋田委員	職員さんのパソコン。こんだけかかってたんですか、逆に言えば。
教委総務課長	こちらにつきましては、約7年前以上から経過をしております、それが古くなってきたものの交換ということでございます。小学校につきましては、3つの小学校で223台のパソコンのほうを導入しているところでございます。
委員長	木澤委員。
木澤委員	19ページの企画費の移住支援金というやつなんですけど、これって、東京圏から移住してきた方に100万円出すっていうあの制度のことでしょうか。
委員長	中尾政策財政課長。
政策財政課長	そのとおりでございます。
木澤委員	先ほど課長、事業が終了したためっていうふうに説明されたと思うんですけど、これ令和7年度も金額増えて予算計上されていたと思うんですけど、終了したっていうのはどういうことなんでしょうか。
政策財政課長	こちら県の方で枠がございまして、そちらの枠が終了したということでございまして、来年度につきましては、また新たな募集を開始しますので、来年度については、同じ事業の子育て加算を追加した形で、また事業がスタートするというところでございます。
木澤委員	別の制度だということで理解していいですか。
政策財政課長	同じ制度なんですけども、奈良県の補助枠を使っているものでして、他の市町村で奈良県の枠を、夏頃にすべて執行されたということで、それ以上奈良県としては受け付けないということでしたので、今年度については終了して、斑鳩町でももう

受け付けられないということでございます。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第16号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査、(1) 斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてを議題とします。

理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習
課参事

おはようございます。2. 継続審査(1) 斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、報告させていただきます。

まず、前回の2月16日開催の総務常任委員会において報告いたしました、文化財センターの啓発活動の「こども考古学教室 パパークラフトで藤ノ木古墳をつくろう」につきましては、5組10人の参加を得て、2月23日に開催しております。

次に、発掘調査についてであります。

いかるがパークウェイ建設に伴う発掘調査につきましては、令和5年度に実施した試掘調査において古墳時代などの遺構・遺物が確認された興留地区の調査区を拡張した本調査を実施しており、現時点において、何らかの祭祀に伴うと考えられる白玉が、比較的まとまって遺物の包含層から出土しております以外、顕著な遺構・遺物は確認しておらず、3月下旬に今年度の調査を終了する予定でございます。

また、前回の2月16日開催の総務常任委員会において報告いたしました、官学

連携協定に基づく、奈良大学と共同で進めております、法隆寺1丁目に所在していたと伝わるヒヅメ金塚古墳の範囲確認を目的とした発掘調査につきましては、埴輪の破片が比較的まとまって出土をしておりますが、墳丘の形や規模に関する成果などについては、現時点で確認できておりません。

以上、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてのご報告であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題とします。

(1) 斑鳩町営自転車等駐車場の運営について、理事者の報告を求めます。

曾谷安全安心課長。

安全安心
課長

それでは、斑鳩町営自転車等駐車場の運営につきまして、ご説明をさせていただきます。

この度、斑鳩町法隆寺駅北口自転車等駐車場の運営業務を受諾されておりました斑鳩町身体障害者福祉協会さんから、業務委託契約終了通知書が、昨年の11月19日に特定記録郵便にて送付されたところでございます。

その内容を申し上げますと『当会は斑鳩町役場との間で、斑鳩町営自転車等駐車場運営委託契約を締結しております。本契約は令和7年3月31日に期間満了となりますので、本通知をもちまして当該日に終了となります旨、ご通知申し上げます。なお、現状に於いて、当会員も高齢化が進むと共に、障害者故の諸々の事情に依り、駐車場従事者の補充が難しくなって参りました。つきましては、来年度以降、斑鳩町営自転車等駐車場運営委託契約の締結は行なう事が出来ません。何卒ご了承、宜しく御願い致します。長年にわたり、業務委託契約を継続して頂いた事について、町長はじめ関係者の皆様に対し厚く御礼申し上げます。』との内容で、斑鳩町営自転車等駐車場運営業務委託契約書第16条第3項に基づく契約解除通知を受領した

ところでございます。

本町といたしましても、唐突な申し出で驚いたところでございまして、斑鳩町営自転車等駐車場の運営を4月1日以降も継続的に運営する必要があることから、改めて当該協会会長に対し、継続して業務を行ってもらうことを望んだところではございますが、人員の確保が難しい等の理由により考えが変わらず、やむなく新たな事業者を探さざるを得ない状況となったところでございました。

このような中、公共施設を管理運営している事業者を含め、様々な事業者を探したところ、奈良市や大和郡山市内のJR沿線の自転車等駐車場の運営管理を含めた、新しいまちづくりの取組みで事業を行っております、公益財団法人自転車駐車場整備センターに運営業務を委託することで現在事務を進めておるところでございます。

当該法人は、自転車利用者の利便の増進及び道路交通の安全と円滑化を図るため、駐輪場整備に関する事業等を行い、地域社会の健全な発展に資することを目的として、昭和54年に設立された法人でございます。

本町におきましても、新たな取組みとして、利用者の利便性の向上と効率化を図るため、令和8年度以降、機械化・キャッシュレス化に向けたリニューアル事業を含め、JR法隆寺駅周辺の新しいまちづくりの取組みを含めた事業も積極的に提案いただける事業者として期待しているところでございます。

なお、斑鳩町身体障害者福祉協会さんから、契約解除通知を受けたところではございますが、現在9人の従事者がおられる中、その一部の方から再雇用を希望された従事者もいることから、重要な要望事項として当該法人にもこの状況もお伝えするとともに、本駐車場の運営状況をよく知る現従業員の雇用について、できる限り実現できるよう積極的に本町としても要望しているところでございます。

以上、斑鳩町営自転車等駐車場の運営についてのご報告とさせていただきます。
なにとぞ、よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。 嶋田委員。

嶋田委員 これ、シルバー人材には打診されたんですか。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心 課長	行いました。
嶋田委員	その結果どうでしたん、打診された。
安全安心 課長	受託できないという回答でございます。
委員長	木澤委員。
木澤委員	11月19日に通知が来たということで、これ12月議会でも報告いただけたんじゃないかなと思いますけども、今の時期になったのはなんででしょうか。
委員長	曾谷安全安心課長。
安全安心 課長	おっしゃるとおり、タイミングで会長さんとも4月以降も継続して行うことも想定しておりましたので、協会さんと協議をさせていただくなかで、なかなか確定事項というのがお伝えすることができませんでしたので、おっしゃるように12月のところのタイミングでは、なかなか報告ができなかったということでご理解をいただきたいなと思っております。
木澤委員	それとですね、新しい、先ほどおっしゃった自転車駐車場運営センターさん、こちらとは今、交渉中ということなんでしょうか。
安全安心 課長	正確なところで申し上げますと、4月以降こちらの方で概ね合意は得ており、センターさんの方で継続して行っていたとこの、今、調整中というところでございます。
木澤委員	さっきの話やと、なかなか受けてもらえそうないところがないということですけど、エリア広くして入札で募集かけるとかいうことはできないんですか。
安全安心 課長	大変、時期的なところもございまして、先ほども申しあげましたとおり、公共施設を受託している業者等にも確認はさせていただいたところでございます。

見積りも取らせていただく中で、今現状の委託料の2.5倍程度の委託料等を見積りもございまして、なかなか高額的なこともございまして、探している中で、隣接の駐輪場の状況も確認するところで、このセンターさんというところが、発見と
いいですか、いろいろ情報提供をいただいたところございまして、そのセンター
さんの方に確認をしたところ、現状の委託料程度で、なんとか次の、4月以降も委
託できるということが確認が取れましたので、なんとか継続して事業を進めていき
たいということで、ご理解をいただきたいなと思っております。

委員長 ほかにございませんか。

（ な し ）

委員長 理事者側から、他に報告しておくことはございませんか。

（ な し ）

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。
次に、4. その他について、各委員から質問や意見があれば、お受けします。

（ な し ）

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。

次に、閉会中の継続審査について相談させていただきます。

現在の継続審査案件の斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用
に関することについては、機構改革に伴い、本委員会の所管事務でなくなるることか
ら、前回の委員会でも、その案件の名称について、ご相談させていただきました。

継続審査案件について、今回の委員会では、3月議会後の案件の名称についてご
協議いただき、その名称を来年度の次期委員会の委員に申し送りし、6月議会後の
案件の名称については、来年度の次期委員会の委員のみなさんでご協議いただきた
いと思いますが、よろしいでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員	5月に委員会構成変わりますね。ほんで6月議会ありますね、ほんなら5月中に閉会中の委員会開かれる予定なんですか。
委員長	開きたいと思っております。
嶋田委員	別段、開かれる予定がなかったら、新たに構成された総務委員さんで名称を決めていただいたらいいのではないかと、そういうふうに思います。
委員長	暫時休憩いたします。
	(午前10時36分 休憩)
	(午前10時41分 再開)
委員長	再開します。
	それでは、3月議会の閉会中継続審査の案件の名称について、ご相談させていただきます。
	前回の委員会では、広く学校の適正規模、適正配置の問題、ハードの問題、それから教育関係の整備やソフトの問題などがあるので、「斑鳩町の学校教育について」という名称を基本として、相談させていただきたいと思います。
	委員皆様のご意見をお聞きします。 木澤委員。
木澤委員	暫定ではあると思うんですけども、5月に閉会中の委員会を開ける状態をつくったうえで、また新しい委員さんで決定してもらったらいと思いますんで、このような形で継続審査を打つというのは必要だと思います。
委員長	それでは、3月議会の案件の名称を取りまとめますので、他の委員さんいかがですか。 奥村委員。
奥村委員	今のご意見に賛成で、そういう名称でいいと思います。
委員長	それでは、ほかの委員さんいかがでしょうか。

(な し)

委員長

それでは3月議会後の案件の名称は、斑鳩町の学校教育についてを調査案件としたいと思います。申出書の作成のため、暫時休憩します。

(午前10時44分 休憩)

(午前10時44分 再開)

委員長

再開します。

それでは、継続審査について、お諮りします。

ただいま、配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前10時45分 閉会)

